

II

基本理念

お互いの人権を尊重し、 一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる 多様性を認めあう社会の実現

私たちは、誰もがその人なりの個性を持って生まれてきた、かけがえのない存在です。そして誰もが自分らしく生きていくことを願っています。

私たちは、一人ひとりそれぞれ、性、年齢、職業、国籍あるいは身体状況や社会的・経済的条件など、さまざまな属性・特性を持ち、さまざまな状況・環境の中で生きています。

こうした特性や状況・環境の違いは、これまでしばしば「差別」や「制約」の根拠とされ、私たちが自分らしく生きることの妨げになることが多くありました。

私たちは今、多様性に目を向ける必要があります。

特性や状況の異なる人々が違いを理由に排除されず、ともに生き、それぞれの個性や能力を発揮することは、社会の活力を高め、より成熟した社会につながります。

私たちがめざす「多様性を認めあう社会」、それは、一面的な見方にとらわれることなく、一人ひとりがさまざまなあり方を認めあい、その個性や能力を発揮できる社会です。

それは、誰もが尊重される社会です。

誰もが生きる喜びを持ち、幸せを感じて生きていくことができる社会です。

私たちは、その社会を「市民共生社会」と呼びたいと思います。